



特集Ⅰ：自立支援の現状と課題

自立援助ホームは、義務教育終了後15歳から20歳までの、家庭がなかったり、家庭にいることができなかつたりする子どもが生活して、自立を目指す家です。児童養護施設「名古屋若松寮」の施設長を務める平井誠敏さんは、名古屋市内で「慈泉寮」「かりん」の2つの自立援助ホームの施設長でもあります。長年、子どもたちの自立に向けて取り組んできた平井施設長に「施設を退所した子どもの支援の実践」について（寄稿1）と「自立援助ホームの変遷、課題」（寄稿2）について寄稿いただきました。

（寄稿1）今、求められる自立支援の在り方

社会福祉法人昭徳会 自立援助ホーム「慈泉寮」「かりん」 平井 誠敏

1. 自立へ向けた児童養護施設在所中の実践はどうあるべきか。

①入所理由を乗り越えるための支援、主体性の回復を

児童養護施設での自立支援は、施設内での日々の生活支援全てであるとも言えます。施設にいる子どもたちは、ある意味では守られているといえますが、与えられることに慣れてしまう、非常に受身的な生活になります。与えられているという意識もなく与えられるものを受け取り、やらされているという受け身の意識（管理されているという意識）での生活は、退所後の自立につながらないだけでなく、施設生活中身の充実そのものに関わってきます。できる限り子どもたち自身が経験し、選択できる幅を広げていくことが必要でしょう。施設適応のための生活支援ではなく、社会的自立のための生活参加・生活技術の習得、更には施設入所理由を乗り越えるための支援、主体性の回復が求められます。

②施設から社会へ（リーピングケアからアフターケア）

リーピングケアの過程で一番大切なのは、自分の境遇を引き受けられるような動機付け意識付けではないでしょうか。なぜ施設入所に至ったのか、親のことについて、自分の生い立ちについて、子どもが自ら語り整理することが重要だと思います。自分の親のことを理解し、乗り越えていけると少しでもステップになるのですが、退所後も自分の境遇を引き受けられないこ

とが要因でつまずく子も多くあります。施設入所中の子どもが自ら自分のことを語ることができるような職員との関係性を築いてほしいと思います。タイムリーにアフターケアすることは困難なことが多いことから、やはり施設在所中の関係性を作り、気持ちが継続していくことが大事だと思います。子どもたちは、施設そのものに依存し、人への依存が表面的になっていることも考えられるのではないでしょうか。

③学校（教育機関）との連携も重要なカギ

社会性を育み生きる力を備えていくには、施設と学校が互いに個々の子どもの状況を理解し合い、充分な情報共有が必要です。特に発達障害傾向の子どもたちは、幼稚園～小学校～中学校での障害特性に応じた支援から高等教育への道を開いてあげることも必要であり、その後の就労自立支援へ結びつけなければなりません。しかし、高校の支援体制が不十分であれば、情報提供も裏目に出る場合もありますので、なお一層の支援強化が望まれるところです。また、高校中退者の支援については、状況にもよりますが、ある意味失敗が許され、やり直しが許される安心した環境が、自ら成長する力を育み自立力につながる場合もあります。中退=就労ではなく、中退者の再チャレンジも考えてみる必要があるでしょう。

教育分野でも教育基本法（第5条第2項）の義務教育の目的の一つとして「各個人の有する能力を伸ばしつ



特集 I : 自立支援の現状と課題

つ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」こととなっています。

④職員の専門性について

当り前の話かもしれません、家事労働の延長線ではなく、職員としてのルーティン業務を計画的系統的に習熟・研鑽し、子どもとの接触と話を聞く時間を確保することが必要です。そのさまざまな経験を通して、自分の「引き出し」をいっぱい持つことが実践における専門性とも言えるのではないでしょうか。日常生活の中で事に対する注意だけで子どもたちは素直に身に付くと考えるのは無理な話であり、「どんな風に言うか」ではなく、子どもが「どう受け止めてくれるか」にもっと注意を払い、その子の将来を考えて今を見ていくことが大切です。その積み重ねが子どもたちのプラスになれば、将来の自立へつながっていくと思われます。

2. 自立援助ホームでの実践について

①最近の入所対象者の状況

現在の自立援助ホームの法と要綱上は、原則20歳未満で児童相談所の委託措置が基本です。18歳未満であれば一時保護委託も可能。在籍している者で就学しており、なお援助が必要とする者は22歳までの就学者自立生活援助事業（補助事業）を利用することができます。また、被虐待児童と児童養護施設等出身児童でも司法絡みの相談ケースも多くあります。特に少年院仮退院、家庭裁判所補導委託、保護観察等、何らかの犯罪非行傾向の子どもたちが行き場を求めて関係機関からの相談もあります。最近では以前の就労対象ではなく、児童養護施設の受入れが難しく、高校生の相談も多くなっています。調査から全国の自立援助ホーム入居者の50%が就学者です。

②自立援助ホームでの援助

相談に応じて、入所前に必ず子ども本人と状況確認

や意志確認を行い、本人が本当に必要としているのか話の上で契約します。単に行き場がないだけの保護的理由では、後の生活に影響が生じる可能性があります。しかしながら、受け皿がないことから福祉・司法・医療の挟間にあるさまざまなケースが飛び込んできます。先ず、行き場を保障し安心感を持たせることから始め、自分自身を肯定的に捉え、自分でやろうとする意欲を主体的に持てるよう接します。あくまで社会内処遇ですから自分自身で考え判断させながら主体性を保障します。ホームにいる間は、ある程度守られた枠ですので、失敗を積み重ねながら困難をともにします。子どもたちはさまざまな形で表出してきます。子どもによっては問題を起こすことによって相手をコントロールしようとします。そこへ熱心に関わってくれる職員にまた次の問題を起こし、関わりを求め続けます。援助者がきつい時は子どももきついですからともにやっていくしかありません。子どもたちへの処遇意識が強く動いてしまうといけません。彼らの分からなさを知ることが重要で、この空洞化されているものをどのくらいひっくり返せるかで変わってくると思われます。

状況に応じては知的障害・発達障害傾向の子どもたちの入所もあります。障害手帳取得の子どもは何とか雇用面では障害雇用として理解していただける事業所へ入り込むことができますが、その後の問題やトラブル等（仕事に乘れない・すぐにキレたりする・社会的迷惑行為など）で苦情も多くあります。なかなか次のステップが踏めず、退所後の行き場に困ります。ここは、障害機関との連携が必要になります。

3. 児童養護施設における

アフターケアと自立援助ホームの連携

自立援助ホームに対する援助内容的なものが、単に児童養護施設のアフターケアとしての延長線上の場としてしか捉えられない面も多くあるかと思われます。勿論アフターケアとしての支援は担っておりますが、自立援助ホームでは、社会内処遇としてある意味本人の意志に任せながら側らで見守っていくという、あく



までも本人しだいで接していく場としています。

児童養護施設でも1、2人程度は余裕があれば、就労対象の受入れは可能であると言われる施設もありますが、全く生活リズムが違う児童を受入れることによって、施設全体のバランスが崩れる恐れもあるとも言われます。また職員の実情から、どうケアしていくのか、誰が動くのか等が明確にされない面も多くあるかと思われます。現在では自立支援担当職員が配置され、多様に動くことができるようになりました。しかし、ケースに応じて見極めていくことも必要ですが、どうしても手を掛けられない部分が大きいのであれば、子ども自身の意志にもよりますが、内容に応じた子どもの最善の道を考えて、自立援助ホームでのワンクッションが大きく左右されてくると思われます。途切れないと援助により、少しでも自信を持って生活していくことを期待します。

自立援助ホームも年々増えてきつつ、全国で200軒を超えるようになりました。それぞれ地域によってホームカラーはありますが、今では必要とする青少年を対象とした幅広い自立ケアと家庭支援機能として大切な社会資源となっています。

4. まとめ

厳しい言い方ですが、いくら傷ついた子どもたちとは言え、自分で頭をぶつけ自分で困らないと納得できない部分もあります。今の子どもたちは自分で選択し責任を負うようなことに出会うことが少ないと思われます。つい大人が先回りして決められた路線に乗せようすると、これに子どもたちは反発しながら乗らざるを得ません。これが上手くいくと良いのですが、上手くいかなかった時は非常に反動の強い大変な状況に陥る可能性もあります。

現代の子どもたちは、自由を求めすぎて思うままに生きようとして、かえって生きづらくしている自分に気付かないでいます。面倒臭い人間関係を裂けてくつろいでいるとか、自分の枠の中で安らいでいるという状態では、いい人間関係は持てません。人間関係の中に安らぎを求めるということもできなければ、人間関係は保っていけません。人との関係の中でもくつろげることが大事です。いい意味で一緒にくつろげる人をどうやって得るかが大切なことだと思います。関わる援助者の課題も多くありますが、援助者が同じような状況に陥らないようにしたいものです。





(寄稿2) 自立援助ホームの変遷と実践から

自立援助ホームは、児童養護施設等のアフターケア事業として昭和30年代頃から始まっていますが、当初は児童養護施設等が義務教育終了までの子どもたちを対象としていたことから端を発しています。しかし、制度としては認められておらず、援助者たちの自助努力によって運営されてきました。その後、時代とともに核家族化や虐待などによる保護を必要とされる子どもや家庭の状況も変わり、1988（昭和63）年に当時の厚生省局長通知により、補助金事業として児童自立相談援助事業として動き始めました。1998（平成10）年の児童福祉法の一部改正で、ようやく第二種福祉事業の児童自立生活援助事業という名称で児童居宅生活援助事業の一類型として法制化され、通称「自立援助ホーム」と呼ばれるようになりました。児童相談所の援助措置となったものの、国が定めた補助金額は法定化後も変わることなく、各自治体も財政的な状況から事業着手が難しいものとなっていました。このような状況から、自立援助ホームの必要性が叫ばれる中、幾度かの児童福祉法の一部改正後から、社会福祉法人やNPO法人などの設置が少しずつ増加し、現在では全国210カ所で行われるまでになってきました＝2021（令和3）年10月現在。

現在運営されている自立援助ホームは定員5人から20人のグループホーム的な形態で、それぞれのホームで個性や地域性を活かした取り組みを行っています。自立援助ホームには、自立を目指して住込み就職したが失敗してしまった人、家庭が崩壊して行き場を失い自立して生活していくなければならない人、非行に走り居場所がなくなってしまった人、虐待を受けて家庭での生活が困難になった人、境界線上にあるため、どこの施設にも入れないという人たちが、児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・家庭裁判所・少年院・福祉事務所等を通過して、主に児童相談

所に相談調整の上で入居に至っております。そのような子どもは後を絶たず、特に都市部では時として多くの子どもが利用するにもできない状況下にもあります。児童福祉施設等では社会に出ている子どもと就学している子どもの両方を同時に抱えることは大変困難であり、特に思春期の子どもが入れる施設、それも働く子どもが入れる施設というのは、状況からしても自立援助ホーム以外にはないかとも思われます。

自立援助ホームに相談入居してくる子どもの多くは被虐待児であり、心の奥底に大人への不信を抱え、施設での集団生活には対応できずに社会へ飛び出し失敗しています。こうした子どもたちに必要なのは、管理でもお世話ではありません。まずは、子どもたちのありのままの姿を認め、受け入れることから始まります。そして、やる気になり目標を持てるところまで待ち尊重します。

援助者がその子のやることに対してよくないとか、うまくいかないとか分かっていても、人は失敗したり誤った体験をしながら成長していくしかないので、ある程度見守っていくしかありません。大切なのは、意欲や動機付けをどう持てるかが大事だと思います。その子なりの自主性を保障しながら傍らに居て見守ってやる、そんな生活をともにしながら心の傷を癒し、子どもも援助者も安心した関係を築いていく、そこが自立援助ホームの特異性ではないでしょうか。心の回復は、なかなか難しいのですが、かなりの困難を抱えている子どもでも、1人1人の個性が認められ、自己選択し、決断し、遂行し、失敗した時に心の安全基地さえあれば、少しずつでも前に進むことができると思います。

15歳から20歳までの揺れ動く時期に、どれほど自分を引き出し自主的に動けるかは、傍らに居る人との関係で幾らか変わってくるものです。子どもの心情をよ



く理解し、子どもに語らせることができる大人が必要です。子どもたちは、自分のことをよく理解してくれる心の拠り所ができると、それがある意味では信頼関係に発展していき、その関係がベースとなって退所後も困った時などに援助を求めてくる関係が継続します。関係性を築くことと並行して、自立して生きていく力を修得させることも必要な役割になります。

自立援助ホームでの生活は、その人にもよりますが、概ね1年程度を目標として、その短い期間に関係を築きながら少しでも生きていく力を身に付けてもらえばいいかと思います。ホームを退居してからが、本当の意味で社会の波を体験していくことになります。しかしながら、そう思ったようにいかないのが実情で、自立援助ホームとのつながりは続いていきます。退居後も、さまざまな問題や相談、保証人のことなどが山積します。ですから、そのケースに応じて判断しながら対応していきます。自立援助ホームで生活している子どもたち以上に、退居した子どもたちの方が大変となる場合も多くあります。その場合も援助者が時間を作りながら東奔西走しています。

特に最近では、少年事件や虐待について、マスコミなど新聞紙上を賑わしているように、少年たちの行き場や支援を考えれば、これからも自立援助ホームの必要性は大きなものになっていくと思われます。しかし、このような子どもたちの最終的な拠り所となる社会資

源は少なく、自立援助ホームも年々増加はしているものの、人口比的には足りない地方自治体もあります。

これまで国の補助事業についても、虐待を受けた経験から人間関係をうまく築けないなどの自立へ向けた援助が必要な子どもたちに対して、就労先の開拓や住居の確保、警察や家庭裁判所等関係機関との調整、児童福祉施設等の退所者のトラブル相談対応をするなど、一層の体制整備を図ってきました。また、自立援助ホームを退居した者に対する相談その他の援助（アフターケア機能）が自立援助ホームの援助内容にも追加されました。2009（平成21）年の児童福祉法改正においては、補助金制度からようやく児童保護措置費制度へ移行され、自立援助ホームを必要とする子ども本人が、直接各都道府県へ申請契約できることや、都道府県が必要な子どもへ責任をもって対応することなどが盛り込まれました。2016（平成28）年には、自立援助ホーム入居者のうち、就学者に対して22歳の年度末まで支援ができる法整備（就学者自立生活援助事業）がなされ、就学者以外の就労者に対しても、必要に応じて社会的養護自立支援事業によって支援の拡充がなされました。また、自立援助ホームにも自立支援担当職員の配置がなされました。これによって、自立支援の幅が大きく変わってきたのです。現在でも、厚生労働省では自立支援強化へ取り組みを進めています。

